





つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年4月30日(火) 第10195号

■ 目 次

	ページ
告 ○土壌汚染対策法による区域の指定(環境保全課)	2
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
○農地を利用する権利を設定する裁定(農業構造政策課)	2
	2
○土地改良区の定款変更認可 (農村整備課)	3
	3
○道路位置の指定(建築課)	3
教育委員会公告	
○公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示(特別支援教育課)	4
選挙管理委員会告示	
○政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体	6
○政治団体の名称等	6
○政治団体の異動事項	7
○政治団体の解散届出	9
○資金管理団体の名称等	9
○資金管理団体の異動事項	1 0
○資金管理団体の指定の取消し等	1 0
病院事業告示	
○群馬県病院事業の設置等に関する条例の規定により病院事業の管理者の権限を行う知事が定める額の	
告示の一部改正(経営戦略課)	1 1
入 札 公 告	
○一般競争入札の実施(危機管理課)	1 1
落札	
○	1.3

■ 告 示

◎群馬県告示第126号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和6年4月30日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 指定する区域 館林市楠町3749番7の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壌汚染対策法施行規則 (平成14年環境省令第29号) 第31条第1項の 基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物

■ 公 告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項の規定による農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があり、同条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により農地を利用する権利を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月30日

群馬県知事 山 本 一 太

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積(㎡)	所有者等の情報
前橋市柏倉町1704番	田	1, 969	櫻井千代子

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
賃借権	令和6年6月1日	令和11年5月31日まで (5年間)	50,205円 (年額5,100円/10a)

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

農地を利用する権利が設定された者の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
公益財団法人群馬県農業公社	横室光良	前橋市総社町総社2326番地2

4 補償金の支払の方法

上記2の農地を利用する権利の始期までに前橋地方法務局に補償金を供託する。

5 その他

農地の所有者等は、前橋地方法務局において、供託された補償金の還付を請求することができる。

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項の規定による農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があり、同条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により農地を利用する権利を設定す

る裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月30日

群馬県知事 山 本 一 太

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積(m²)	所有者等の情報
前橋市西大室町2409番1	田	9 2 6	(亡) 松村金作
前橋市東大室町915番	田	1, 230	(亡) 松村金作
前橋市東大室町923番1	田	1, 314	(亡) 松村金作

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
賃借権	令和6年6月1日	令和12年5月31日まで (6年間)	151,980円 (年額7,300円/10a)

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

農地を利用する権利が設定された者の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
公益財団法人群馬県農業公社	横室光良	前橋市総社町総社2326番地2

4 補償金の支払の方法

上記2の農地を利用する権利の始期までに前橋地方法務局に補償金を供託する。

5 その他

農地の所有者等は、前橋地方法務局において、供託された補償金の還付を請求することができる。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により群馬用水土地改良区の定款の変更を令和6年4月22日に認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年4月30日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により緑町土地改良区の定款の変更を令和6年4月23日に認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年4月30日

群馬県知事 山 本 一 太

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第1項第5号の規定により、次のとお

り道路の位置を指定した。

令和6年4月30日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	指定に係る 道路の種類	指定に係る 道路の位置	指定に係る道路 の延長及び幅員 メートル	指 定 番 号 指定年月日
1	法第42条第1 項第5号に規定 する道路	北群馬郡吉岡町大字大久 保字久保田1769-4	延長 49.02 幅員 5.00	群馬県指令前土第304-10 003号 令和6年3月15日

■ 教育委員会公告

次のとおり、企画提案書の提出を招請する。

なお、この公告による調達は、WTO (世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定 (平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

令和6年4月30日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

1 調達内容

- (1) 調達件名 群馬県立特別支援学校校務支援システム構築・運用保守業務委託
- (2) 調達件名の特質等 企画提案要領による。
- (3) 契約期間 本契約締結日から令和12年3月31日まで
- 2 参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和6年5月17日(金)までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年6月3日(月)午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県教育委員会事務局特別支援教育課へその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) この公告の日から選考審査会の日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 企画提案書等の提出期限時点から委託候補者を選定する日までの間において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 他に参加する者との間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経

営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。)でないこと。

- (8) 本件と同種の業務について実績があること。
- (9) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 手続等

- (1) 担当部局 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県庁25階 群馬県教育委員会 事務局特別支援教育課企画係 電話027-226-4651 (ダイヤルイン) 電子メール kitokubetsu@ pref.gunma.lg.jp
- (2) 企画提案要領等の交付 群馬県ホームページ上に掲載する。
- (3) 参加資格確認資料等の提出
 - ア 提出期限 令和6年6月3日(月)午後5時必着のこと。ただし、持参する場合の受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
 - イ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。なお、郵送による場合は、書留郵便 とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「県立特別支援学校校務支援シ ステム構築・運用保守業務委託参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。
- (4) 企画提案書等の提出
 - ア 提出期限 令和6年6月21日(金)午後5時必着のこと。ただし、持参する場合の受付日及び時間は、 休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの 間とする。
 - イ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。なお、郵送による場合は、書留郵便 とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「県立特別支援学校校務支援シ ステム構築・運用保守業務委託企画提案書在中」と朱書きすること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、企画提案要領による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: HIRATA Yumi, Superintendent of Education, Gunma Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the services to be required: System Development, Operation and Maintenance for Gunma Prefecture Special Needs School Affairs Support System
- (3) (A) Period of contract: From the day of commencement through 31 March 2030
 - (B) Issue of Project Proposal Guidelines: Posted on the websit
 - (C) Deadline to submit application documents by registered mail or in person: 3 June 2024, 5:00 p.m.
 - (D) Deadline to submit proposal documentation by registered mail or in person: 21 June 2024, 5:00 p.m.

(4) Proposal submission contact information: Special Needs Education Division, Prefectural Board of Education, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, Japan 371-8570 TEL: 027-226-4651 (Japanese language only)

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第15号

次の団体は、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第2項の規定により、令和6年4月2日以降、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

令和6年4月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 片 野 清 明

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の 氏 名	主たる事務所の所在地
あさい雅彦と共に明日の前橋を咲 かせる会	浅井直行	浅井信子	前橋市大利根町2-10-7
石原優也後接会	石原優也	石原宗助	伊勢崎市連取町3337-2
NHKから国民を守る党	町田紀光	町田紀光	太田市藤阿久町443-5
議席を減らします党	町田紀光	町田紀光	太田市藤阿久町443-5
北関東オンエア	町田紀光	町田紀光	太田市藤阿久町443-5
重野能之後援会	重野能之	重野由美子	吾妻郡東吾妻町岡崎315-1
利根沼田政治経済研究会	白石弘一	麻生孝之	利根郡みなかみ町湯原476-8
ヒトジュク	蓬澤博亮	蓬澤千加子	伊勢崎市曲輪町35-5
古い政治家の議席を減らす会	町田紀光	町田紀光	太田市藤阿久町443-5
前橋政策研究会	登丸保	登丸保	前橋市茂木町1247-3

◎群馬県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和6年4月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 片 野 清 明

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の 氏 名	主たる事務所の所在地
---------	--------	---------------	------------

	届出年月日		
藤井富夫後援会	藤井富夫	藤井常男	利根郡昭和村川額2686
	令和6年3月22日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、 次のとおりである。

令和6年4月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 片 野 清 明

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党群馬県行政書 士支部	代表者の氏名	古田島俊憲	秋山賢治	令和6年 3月18日
自由民主党群馬県東毛自 動車産業振興支部	会計責任者の 氏名	板橋聖	中島幸彦	令和6年 3月1日
自由民主党群馬県太田市 第十一支部	会計責任者の 氏名	原真紀子	小川義夫	令和6年 3月22日
自由民主党群馬県安中市 第三支部	会計責任者の 氏名	津久井好康	中島肇	令和6年 2月24日

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
秋山けんたろう後接会	代表者の氏名	原真紀子	小川義夫	令和6年 3月22日
	会計責任者の 氏名	秋山智羽	原真紀子	令和6年 3月22日
足立としゆき伊勢崎佐波 後援会	代表者の氏名	小島克也	岩瀬正範	令和6年 3月18日
	会計責任者の 氏名	田中正伸	小島克也	令和6年 3月18日
足立としゆき渋川北群馬 後援会	会計責任者の 氏名	設樂雅之	田子元幹	令和6年 3月18日
伊勢崎を良くする会	会計責任者の 氏名	斉藤勇人	篠塚秀之	令和6年 3月14日
伊藤純子後援会	主たる事務所の所在地	伊勢崎市今井町308 -7	伊勢崎市連取町329 0-12	令和5年 9月3日

今井としや後援会	会計責任者の 氏名	坂井勝	山口淳一	令和6年 3月11日
群馬県トラック政治連盟	会計責任者の 氏名	神戸勇	高橋千明	令和5年 6月7日
群馬県木材産業政治連盟	会計責任者の 氏名	石田博文	半藤和之	令和5年 5月30日
幸福実現党群馬県本部	代表者の氏名	原口賢司	蓮沼純	令和6年 3月17日
幸福実現党高崎後援会	会計責任者の 氏名	山根愛風	髙木義彰	令和6年 2月1日
子育て日本一の前橋へ	代表者の氏名	大久保秀子	羽鳥由紀	令和6年 3月26日
佐藤しょうへい後援会	主たる事務所 の所在地	前橋市朝倉町1-39 -4	前橋市天川原町1-3 5-1	令和5年 12月1日
鈴木あつこ後援会	会計責任者の 氏名	木暮有香理	伊藤知彦	令和5年 11月1日
鈴木美香後援会	代表者の氏名	鈴木美香	竹本美奈子	令和6年 3月26日
政治結社皇青塾	会計責任者の 氏名	吉田城	吉田輝美	令和5年 12月31日
髙橋幸一郎後援会	代表者の氏名	新木惠一	倉澤俊雄	令和6年 1月20日
	会計責任者の 氏名	新木照正	竹内敏昭	令和6年 1月20日
電機連合群馬地協政治活 動委員会	会計責任者の 氏名	越澤恭行	木闇裕治	令和6年 2月29日
東毛地区老人福祉介護政 治連盟	会計責任者の 氏名	茂木由美子	赤坂高志	令和6年 3月23日
にとうすぐる後援会	主たる事務所 の所在地	太田市藤久良町55- 22	太田市新田反町町 6 9 6-2	令和5年 12月1日
日本行政書士政治連盟群 馬県支部	代表者の氏名	古田島俊憲	秋山賢治	令和6年 3月18日
穂栄会	代表者の氏名	星野元彦	石川晃	令和6年 3月14日
前橋市歯科医師政治連盟	主たる事務所の所在地	前橋市朝日町3-21 -13	前橋市岩神町2-19 -9	令和6年 3月25日
丸山和久後援会	代表者の氏名	根本康弘	吉崎裕	令和6年 3月27日
八木田恭之後援会	主たる事務所 の所在地	太田市東金井町111	太田市東金井町917	令和5年 4月28日
山田としお群馬県後援会	代表者の氏名	林康夫	唐澤透	令和5年 6月28日

	会計責任者の 氏名	大橋広典	髙橋克弥	令和5年 6月28日
山本龍後援会	主たる事務所	前橋市千代田町2-7	前橋市日吉町4-37	令和6年
	の所在地	-19	-1	2月26日

◎群馬県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称 等は、次のとおりである。

令和6年4月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 片 野 清 明

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党群馬県桐生市第二支部	亀山豊文	令和5年12月31日

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
未来の桐生をつくる会	桑原志郎	令和5年12月31日
岩井けんたろう後援会	岩井賢太郎	令和6年3月1日
金子正一後援会	川田定昭	令和5年12月31日
髙橋正後援会	髙橋正	令和6年3月1日
土屋圭吾後援会	土屋圭吾	令和6年2月29日
富岡の未来を考える会	須賀桂寿	令和6年2月29日
橋本さとしと故郷を盛り上げる会	橋本悟志	令和6年3月15日
前橋の未来を拓く会	三留正路	令和6年3月25日
森田たかゆき後援会	福田安雄	令和6年3月1日
柳沢浩一後援会	柳沢浩一	令和5年12月31日

◎群馬県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等 は、次のとおりである。

令和6年4月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 片 野 清 明

資金管理団体の 届出をした者 (代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
白井桂子	衆議院議員	白井けいこ後援会	前橋市総社町総社290 5-5	令和6年 3月22日
鈴木美香	みなかみ町議会議 員	鈴木美香後援会	利根郡みなかみ町政所 6 6-2	令和6年 3月26日

◎群馬県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。) 第19条第3項の規定により届出のあった 資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和6年4月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 片 野 清 明

法第19条第3項第3号による届出

資金管理団体 の届出をした 者 の 氏 名	資金管理団体 の 名 称	異動事項	新	lβ	異動年月日
伊藤純子	伊藤純子後援会	主たる事務 所の所在地	伊勢崎市今井町308	伊勢崎市連取町329 0-12	令和5年 9月3日
佐藤祥平	佐藤しょうへ い後援会	主たる事務 所の所在地	前橋市朝倉町1-39 -4	前橋市天川原町1-3 5-1	令和5年 12月1日
仁藤秀尊	にとうすぐる 後援会	主たる事務 所の所在地	太田市藤久良町55-22	太田市新田反町町696-2	令和5年 12月1日
八木田恭之	八木田恭之後 援会	主たる事務 所の所在地	太田市東金井町111	太田市東金井町917	令和5年 4月28日
山本龍	山本龍後援会	主たる事務 所の所在地	前橋市千代田町2-7 -19	前橋市日吉町4-37 -1	令和6年 2月26日

◎群馬県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第2号の規定により資金管理団体でなくなった旨 の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和6年4月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 片 野 清 明

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
岩井賢太郎	岩井けんたろう後援会	令和6年3月1日
橋本悟志	橋本さとしと故郷を盛り上げる	令和6年3月15日

会

■ 病院事業告示

◎病院事業告示第1号

群馬県病院事業の設置等に関する条例の規定により病院事業の管理者の権限を行う知事が定める額の告示(平成25年群馬県病院事業告示第3号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行し、改正後の規定は令和6年4月1日から適用する。

令和6年4月30日

群馬県知事 山 本 一 太

表県立小児医療センターの部の先天性代謝異常等検査(拡大スクリーニング)の項中「12,500円」を「8,800円」に改める。

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定 (平成7年条約第23号) の適用を受けるものである。

令和6年4月30日

群馬県知事 山 本 一 太

1 調達内容

- (1) 件名及び数量 令和6年度総合防災情報システム端末機器賃貸借 デスクトップ型パソコン120台、ノート型パソコン42台、レーザープリンタ120台、カラープリンタ1台
- (2) 調達物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 令和6年10月1日から令和11年9月30日まで
- (4) 借入場所 群馬県総務部危機管理課ほか114か所(詳細は、入札説明書による。)
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和6年5月14日(火)までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年5月24日(金)午後4時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県総務部危機管理課へその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) この公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。)でないこと。
- (8) 当該調達物品又はこれと類似する物品について、日本国内で過去5年程度の期間において、100台以上の貸付実績を有することを証明した者であること。
- (9) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、書類等の提出場所及び問合せ先 〒371-8570 群 馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県総務部危機管理課情報通信係 電話027-226-2253 (ダイヤルイン)
 - (2) 入札説明書の交付方法 令和6年4月30日(火)から同年5月14日(火)までぐんま電子入札共同システム(https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/)(以下「電子入札システム」という。)により配布する。

なお、電子入札システムの利用が困難な場合等にあっては、令和6年4月30日(火)から同年5月14日(火)までの群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間、上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書 (以下「申請書等」という。)を作成し、これを令和6年5月20日(月)までに電子入札システムにより、又は上記(1)の場所に提出しなければならない。提出された入札参加資格確認申請表及び提出書類等の図書は、契約担当者において技術審査するものとし、入札説明書に示す仕様書に照らし、採用し得ると判断した製作仕様書等の図書を提出した者の入札書のみを落札決定の対象とする。また、製作仕様書等の図書を提出した者は、開札日の前日までに契約担当者に説明し、契約担当者との協議に応じる義務を負うものとし、必要な場合は、提出した図書の内容の変更に応じなければならない。

なお、説明及び協議の義務を履行しない者並びに製作仕様書等の変更に応じない者の入札書は、落札決定の 対象としない。

(4) 入札手続等

- ア 入札開始日時 令和6年6月6日(木)午前9時
- イ 入札書及び内訳書提出締切日時 令和6年6月10日(月)午後4時
- ウ 内訳書開封予定日時 令和6年6月10日(月)午後4時10分
- 工 開札予定日時 令和6年6月11日(火)午前10時

オ この入札は、原則として電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムの利用が困難な場合等にあっては、上記アからイまでの提出期間に上記(1)の場所に必着するよう、持参又は配達日指定郵便による郵送(書留郵便に限る。封筒に「総合防災情報システム端末機器賃貸借入札書在中」と朱書きするほか、郵送方法の詳細は、入札説明書による。)により提出すること。ただし、持参する場合の受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 当該調達物品を納入できる契約担当者が認められる資料を添付して入札書を提出した 入札者であって、規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有 効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじ引きにより決定する。

- (6) この入札に係る情報は、電子入札システムにより入手すること。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the required items: Desktop Type Personal Computer: 120 units, Notebook-sized Personal Computer: 42 units, laser Printer: 120 units, Color Printer: 1 unit
- (2) Lease period: From October 1, 2024 to September 30, 2029
- (3) Place of use: The Emergency Management Division of Gunma Prefecture, will also be utilized in 144 other.
- (4) Deliver of Bid Instruction, Etc: Distributed between April 30 and May 14, 2024 between 9:00 a.m. and 4:00 p.m., through the electronic bidding system, or through (6) below
- (5) Time-limit for tender by electronic bidding system, in person, or by mail: 4:00 p.m. 10 June 2024
- (6) Contact point for the notice: Emergency Management Division, Gunma Prefectural Government, 1-1-1, Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-2253 (Japanese only)

■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

令和6年4月30日

群馬県警察本部長 重 永 達 矢

- 1 落札に係る物品等の名称 交通安全施設保守点検等業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 群馬県前橋 市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和6年3月22日

- 4 落札者の名称及び所在地 日信電子サービス株式会社群馬営業所 群馬県高崎市井野町1122-1
- 5 落札金額 119,900,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和6年2月6日

每週火、金曜日発行

発 行 **群 馬 県**

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話 027-223-1111